

(証券コード4064)

2025年10月15日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目 16 番 2 号
日本カーバイド工業株式会社
代表取締役社長 杉山 孝久

「第125回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社「第 125 回定時株主総会招集ご通知」の記載内容の一部に訂正すべき事項がございました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり謹んで訂正申し上げます。

敬具

記

1. 訂正箇所

- (1)「第125回定時株主総会招集ご通知」(WEB掲載版) 51頁
第2号議案 (注)5
- (2)「第125回定時株主総会招集ご通知」(WEB掲載版) 53頁
第3号議案 (注)4
- (3)「第125回定時株主総会招集ご通知」(WEB掲載版) 55頁
第4号議案 (注)3

2. 訂正内容(訂正箇所に下線を付しております。)

- (1)「第125回定時株主総会招集ご通知」(WEB掲載版) 51頁
第2号議案 (注)5

【訂正前】

当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、杉山孝久、井口吉忠、長谷川幸伸、横田祐一、吉岡早月、門向裕三の6名の選任が承認された場合には、被保険者である6名の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害は、保険期間中の総支払限度額(10億円)の範囲内で填補されます。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【訂正後】

当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、杉山

孝久、井口吉忠、長谷川幸伸、横田祐一、吉岡早月、門向裕三の6名の選任が承認された場合には、被保険者である6名の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害は、保険期間中の総支払限度額（20億円）の範囲内で填補されます。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(2)「第125回定時株主総会招集ご通知」(WEB掲載版) 53頁

第3号議案 (注)4

【訂正前】

当社は監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、澤田征洋氏の選任が承認された場合には、被保険者である同氏の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害は、保険期間中の総支払限度額（10億円）の範囲内で填補されます。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【訂正後】

当社は監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、澤田征洋氏の選任が承認された場合には、被保険者である同氏の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害は、保険期間中の総支払限度額（20億円）の範囲内で填補されます。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(3)「第125回定時株主総会招集ご通知」(WEB掲載版) 55頁

第4号議案 (注)3

【訂正前】

当社は監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、石倉昭裕氏が監査役に就任された場合には、被保険者である同氏の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害は、保険期間中の総支払限度額（10億円）の範囲内で填補されます。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【訂正後】

当社は監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、石倉昭裕氏が監査役に就任された場合には、被保険者である同氏の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害は、保険期間中の総支払限度額（20億円）の範囲内で填補されます。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上